

平成23年7月 1日
産 業 労 働 局

東京都産水産物の放射能検査について（第5報）

福島第一原子力発電所の事故を受け、都は第五回目の都内産水産物の検査を行いましたので、お知らせします。

1 検査内容及び結果

(1) 検査実施機関

(独) 水産総合研究センター中央水産研究所

(2) 検査対象品目

イサキ、タカベ

(3) 検査結果

新島村（新島港）で水揚げされた水産物を検体として検査を行った結果は下記のとおりです。

品 目	採集場所	採取日	検 査 結 果	
			放射性ヨウ素	放射性セシウム
イサキ	新島村（新島港）	6月29日	不検出	不検出
タカベ			不検出	不検出

参考：暫定規制値（魚）放射性ヨウ素 2,000ベクレル/kg、放射性セシウム 500ベクレル/kg

2 今後の対応

都は、今後とも関係機関と連携し、都内産水産物の放射能検査を実施していく。

《問い合わせ先》

産業労働局農林水産部水産課 駒・藤井
(連絡先) 電話：03-5320-4846
37-410(内線)